

○対象事業所区分（新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者へのサービス提供継続支援事業）

1 区分	2 対象事業所
介護サービス事業所等	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、居宅療養管理指導事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、予防専門型訪問サービス事業所、家事援助限定型訪問サービス事業所、共生型予防専門型訪問サービス事業所、予防専門型通所サービス事業所、共生型予防専門型通所サービス事業所

※ 介護サービス事業所・介護施設等について、各介護予防サービスを含む。